

鶴岡市表彰条例

平成18年 6 月26日

条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治の振興、市の興隆発展に寄与し、市政に功労のあるものの表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の要件)

第2条 表彰は、個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、議会の議決を経て市長がこれを行う。

- (1) 地方自治の進展に貢献し、その功績顕著なもの
- (2) 教育、学芸、体育又は文化の振興に貢献し、その功績顕著なもの
- (3) 産業又は経済の振興発展に貢献し、その功績顕著なもの
- (4) 社会福祉、市民生活又は公共の事業に尽力し、その功績顕著なもの
- (5) 災害等の防護に当たりその功績顕著なもの又は人命救助したもの

(表彰の時期)

第3条 表彰は、毎年10月1日市制施行記念日に行う。ただし、必要に応じ随時行うことができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状に記念品又は金員を添えて行う。

2 表彰を受けたものは、その事績を公表するとともに表彰者名簿に登録し、永く保存する。

(追彰)

第5条 表彰されるべき者が表彰日前に死亡したときは、追彰し、表彰状及び記念品又は金員は、その遺族に贈呈する。

(再表彰)

第6条 表彰を受けたものであっても、更にその事由が生じたときは、再表彰することができる。

(審査機関の設置)

第7条 表彰に該当するものその他表彰に関する事項を調査し、及び審査させるため、鶴岡市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第8条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者

(2) 公共的団体等の役職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。